

平成29年度 第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時 平成29年8月17日(木) 13:30~15:00

場 所 浜松市役所本館8階 802会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 議 事
 - (1) 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要
 - (2) 平成28年度の状況報告
 - (3) 平成29年度の協議会としての取組
 - (4) その他
- 4 事務連絡
- 5 閉 会

主な発言内容

(1) 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 安間 浩>

- 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の要綱の第1条に定められているように、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の第12条の規定により策定された「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び諸団体の連携を図るために、浜松市いじめ問題対策連絡協議会を設置した。
- 第2条に規定されているように、この協議会は、所掌事項として、「いじめ防止等の対策に関すること」、「いじめ防止等の調査研究に関すること」、「いじめ防止等の啓発活動に関すること」、「その他いじめ防止等に係る施策の推進に関し市長が必要と認める事項」の4点を掲げて、連携を図るために必要な内容を協議すると定めている。
- 組織については、第3条に定められているとおりである。
- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の「第2 浜松市のいじめの防止等のための対策」では、「1 浜松市の役割」、「2 家庭の役割」、「3 学校の役割」、「4 地域の役割」の4点を掲げている。そして、「1 浜松市の役割」にある「(2) 組織の設置」と、「4 地域の役割」の中で、浜松市いじめ問題連絡協議会について定めている。
- 「1 浜松市の役割」には、「いじめの防止対策等について必要な措置を講じます。」とある。そして、

「(2) 組織の設置」には、「浜松市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関及び諸団体との連携を図ります。」さらに、「学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察等で構成します。連絡協議会での関係機関及び諸団体との連携が、学校や地域におけるいじめの防止等に活用されるよう取り組んでいきます。」と規定されている。

- 「4 地域の役割」には、「地域は、学校や関係機関と適切な連携のもと、実情に応じた対策を推進します。」とある。そして、「イ 関係機関等との連携」では、「浜松市いじめ問題対策連絡協議会等を通じて、関係機関だけでなく、家庭、学校、地域との連携を強化します。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築していくことが必要です。」と、浜松市いじめ問題対策連絡協議会についても定めている。

(2) 平成28年度の状況報告

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

(平成28年度の実態)

- まず、全国の傾向から報告する。文部科学省から発表されている平成27年度までの全国のいじめの認知件数の推移を見ると、平成6年度と平成18年度、平成24年度にいじめの件数が増加している。これは、文部科学省から示されている「いじめの定義」が変更されたためである。
- 全国各地で発生する深刻ないじめ問題に、より適切な対応をするため、「小さなことでもいじめとして捉え、被害者に寄り添い、組織的に対応する」という文部科学省の方針のもと、現在、「いじめの定義」は、非常に広範なものとなっている。
- 各学校において、教師一人一人がいじめに対する感度を高め、いじめを絶対に許さない、いじめを絶対に見逃さないという考え方にに基づき、積極的にいじめを認知して丁寧に対応している結果、平成27年度には、いじめの認知件数が過去最多になっているということである。
- 続いて、浜松市の傾向である。平成28年度の浜松市のいじめの認知件数は、小学校が860件、中学校が589件、合計1,449件となっている。平成26年度の583件、569件、合計1,152件と比較すると、およそ26%の増加となっている。
- 全国の傾向と同様に、児童生徒から、「つらい」「苦しい」といった訴えがあれば、学校は、まずは、「いじめかもしれない」と捉えて対応している。その結果、いじめの認知件数は増加するということになる。
- また、「認知したいじめの問題が解消した」という、いわゆる「いじめの解消率」は、低下傾向にある。平成26年度には、小学校、中学校でいずれも80%を越えていたが、平成28年度は、小学校で72.3%、中学校で68.1%となっている。これは、「いじめの問題が解消できていない」という

ことではない。学校には、「いじめが解消した」と安易に判断をせず、より慎重に、より丁寧に見届けをするため、「継続的な見守りが必要である」と判断をさせるようにしている。このため、いじめの解消率は低下傾向にあるということである。

- 次に、いじめの態様及び対策についてである。いじめの態様として多いのは「冷やかし・悪口」で、全体の半数を占めている。また、平成27年度と比較した場合、増加傾向にあるものとして「仲間外れ・無視」、減少傾向にあるものとして「暴力行為」が挙げられる。
- 教職員一人一人が、「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感をもち、児童生徒の理解に努めることが大切である。また、いじめに関する研修を深め、初期対応等の指導上の留意点について共通理解を図り、各学校の「いじめ防止のための基本方針」に則って組織的な対応を図っていかねばならない。そして、これらをポイントとして、より効果的に未然防止、早期発見・早期対応を進めていくことができるように、学校への指導に努めているところである。

(平成28年度以降の取組)

- 続いて、浜松市教育委員会としての、いじめ防止対策のための取組について、7つ紹介させていただく。

① 浜松市いじめの防止等のための基本的な方針の策定

滋賀県大津市の中学2年生自殺事件等を受け、社会総がかりでいじめの問題に対峙していこうという気運が高まり、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。浜松市においても、法律の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための方策を効果的に推進するため、「浜松市はいじめ防止基本方針」を策定した。また、浜松市内の各小中学校では、学校はいじめ防止基本方針を定め、組織的にいじめ防止に取り組んでいる。

② いじめ対策コーディネーター研修会の開催

浜松市では、平成24年度から、学校におけるいじめ対策の中心となって取り組む「いじめ対策コーディネーター」を全小中学校に1名ずつ位置づけている。教育委員会としても、このいじめ対策コーディネーターを対象とした研修会を年間3回開催している。講義や演習、事例を挙げての研修を行い、資質向上を目指すとともに、どの学校でも、どの教職員でも、いじめの対応が適切に行えるよう努めている。

③ いじめ問題への取組についてのチェックシートの活用

校長、教頭、及び教職員一人一人が、いじめ問題の重大性を再認識し、より適切な対応ができるようにするため、毎年、年度末に、いじめ問題への学校の取組についてチェックシートを活用した総点検を実施している。「いじめの認識」、「組織・体制」、「教育指導」、「問題発見」、「問題対応」、「PTA・地域との連携」の6つのカテゴリに分類して考察している。

④ 生徒指導推進協力員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣

生徒指導推進協力員は、平成26年度より設置している。本年度は、元中学校教員で、生徒指導の経験が豊富な方を協力員として任用しており、問題行動への対応や不登校、いじめ等の解消及び未然防止のため、各小中学校を巡回する等して情報収集に取り組んでいる。

また、具体的な事案について、児童生徒の心のケア、保護者の心のケアに努めたり、福祉分野等の関係機関との連携をスムーズに進めたりするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各小中学校に派遣している。

⑤ いじめ対策等専門家チームの活用

解決困難ないじめ事案に対して、適切に対応するため、「いじめ対策等専門家チーム」を設置している。いじめの未然防止の観点から、平成26年度には、市内全小中学校の小学校4年生から中学校3年生、約44,000人を対象としたアンケートを実施し、その分析結果を、保護者向けのリーフレット等で紹介した。本年度、2回目のアンケートを実施しようと準備作業を進めているところである。また、進展があれば報告させていただく。

⑥ 学校ネットパトロールの実施

法律が見直されて、いじめの定義が改められた。そして、インターネットによるいじめが、明記された。これに伴い、浜松市教育委員会では、平成26年度から、学校ネットパトロール事業を実施している。ネット上の子供たちの書き込みについて、現状把握を行い、いじめや問題行動への対策を行っている。

インターネットについては、家庭における子供への指導、見届けが不可欠になるため、保護者向けリーフレットの作成、配付も行っている。

⑦ 電話相談体制の整備

浜松市教育委員会の、教育総合支援センターを拠点として、24時間の電話相談体制を整備し、いじめの早期発見、早期対応に努めている。

- 主な取組を挙げると以上の7つとなる。しかし、最近では、全国各地でいじめ問題が新聞やニュース等で大きく取り上げられているため、常に最新の情報を収集し、適切な対応ができるよう努めている。今後も、浜松市教育委員会への支援や協力、指導、助言をお願いしたい。

(質疑・意見)

＜浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一＞

- いじめの定義が変更されたという話があったが、変更されたのはいつか。

＜浜松市学校教育部指導課長 森 真人＞

- 平成6年度、平成18年度、平成24年度に変更されている。

＜浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一＞

- 平成26年度から平成28年度を見ると、いじめの認知件数は増加し、いじめの解消率は低下してい

る。簡単に解決しない問題だから、いじめの解消率は低下していると推察される。良い受け取り方をすれば、丁寧に対応していると考えられる。新聞報道等で中学生の自殺が頻繁に起こっているのを見ると、浜松市では、起きないようにしなければいけないと感じている。そのため、浜松市の本当の実態を詳しく知ることができたらと思っている。

<浜松市人権擁護委員連絡協議会相談役 石貝 正道>

- 取組の中で出てきたアンケートについてであるが、前回のアンケートはすごく参考になり、浜松市だけでなく、磐田市、湖西市等を含めた県の会議にも参考資料として提出させていただいた。アンケートの集計結果や対策についてまとめた資料は大変良かったので、今後も、3、4年に1回程度を目安に、定期的実施する必要があると考えている。

<浜松市立細江中学校長 上野 由紀夫>

- アンケート結果の考察は、アンケートを実施した後に学校に伝えるだけでなく、その後もずっと活用できるものだと考えている。教員として、子供たちの様子を事前にしっかりと把握する、相談できる体制をしっかりと作っていく等、あらゆる観点から、毎年振り返って確認することができる資料である。学校全体で、継続して資料を活用していく意識が大切である。
- 一定の人間関係の中で、思春期の子供達が生活していく上で、言葉や態度で嫌な思いをするということは、あり得ることである。ただ、そのときに、学校がきちんと対応できる、相談できる先生がいるといった信頼関係を築いていくことが、学校には大切ではないかと考えている。このアンケート結果の考察をした資料は、そのために大変参考になる資料といえる。

<浜松市学校教育部指導課長 森 真人>

- 早期対応の前の未然防止に資するためにも、浜松市全体や地域単位、学校単位での意識調査等は、何年かに一回実施できると良い。そして、実態を把握した上で、学校も地域も家庭も、子供達と接していくことが大切だと考える。アンケートが実施できるように努力していきたいので、御協力をお願いする。

<浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 楠ヶ谷 良巳>

- ネットパトロールは、警察も関心が高い内容である。今まで行われた取組において、効果があったものがあれば教えていただきたい。また、パトロールは、専門的な知識を持った方がやっているのか教えていただきたい。

<浜松市学校教育部指導課主幹 渡辺 博幸>

- ネットパトロールは、業者へ委託して行っている。発見が早いという長所がある。また、学校が、心配される案件について報告をしてきた場合には、業者に依頼してパトロールを強化することができる。ネットパトロールについては、今後も、継続して実施していく必要があると感じている。

<浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 楠ヶ谷 良巳>

- 心配される報告は、委託した業者から何件ぐらいあったのか。

＜浜松市学校教育指導課主幹 渡辺 博幸＞

- およそ1,000件である。

＜浜松市学校教育指導課長 森 真人＞

- 私も資料を確認したが、誹謗中傷といえる悪口やからかいから、違法行為を含んだ画像までである。これらを全て合わせて1,000件ぐらいになる。中には、ロックが掛かっている確認できないサイト等もあり、非常に難しい課題である。

(3) 平成29年度の協議会としての取組

＜浜松市こども家庭部次世代育成課長 安間 浩＞

- 浜松市いじめ問題対策連絡協議会は、「いじめ防止等の対策」、「調査研究」等が所掌事項となっている。昨年度、第2回の協議会において、「調査研究」という点について、もっと重点的に話し合っても良いのではないかという意見が委員からあった。そのため、委員が所属している各機関のいじめ防止等の取組について、あらためて整理し、必要な取組等について協議したいと考えた。
- 委員が所属している各機関のいじめ防止等の取組について整理した「取組一覧表」の作成をすることを考えた。協議事項としては、3点が挙げられる。
- 1点目は、「取組一覧表」の様式の案について意見をいただきたい。対象は、「未就学児」、「小学生」、「中学生」、「高校生」等に区分けし、さらに、それぞれを「本人」、「保護者等」に区分けをしてみた。機関については、委員が所属する機関毎に「未然防止」と「早期発見・早期対応」に区分けをしてみた。そして、記載していただきたい内容については、今年度こういう取組をしているという「今年度の取組」と、可能ならば、新年度こういう取り組みを検討しているという「平成30年度以降の取組」を記載していただきたいと考えている。今回の提案は、あくまでも事務局で作成した様式の案である。「区分が細かすぎる。」、「大まかすぎる。」といった意見、実際に取組内容を記入しようとしたときに「書きづらい。」といった意見もあるかもしれない。そういった様々な意見を聞かせていただきたいと考えている。
- 2点目は、「取組一覧表」の活用の仕方について意見をいただきたい。最終的に「取組一覧表」が完成したとき、各機関において、「今後の参考資料にしよう。」という考え方があってもいいかもしれない。また、ホームページを開設している機関においては、ホームページに掲載することを考えるかもしれない。さらに、関係者に配付したり、関係者との研修に活用したりする方法もあると考えられる。こういった活用の仕方についても、各委員から意見をいただきたい。
- 3点目は、取りまとめの方法と時期について意見をいただきたい。今回は、様式の案について意見をいただき、様式を確定させた後に、各委員に取組の内容の記載をお願いしていこうと考えている。先程述べたとおり、「今年度の取組」と、可能ならば、「平成30年度以降の取組」を記載していただきたい。さらに、記載していただける場合、各機関で相談して記載するといった事情も考えられる中で、締切り

をいつにするかについても、意見をいただきたいと考えている。

- 続いて、「浜松市いじめ問題対策取組一覧（案）」について説明する。表頭は、対象として、「A 未就学児」、「B 小学生」、「C 中学生」、「D 高校生」、「E 教職員」と区分けをしてみた。表側は、機関として、「ア PTA連絡協議会」、「イ 学校」、なお、「イ 学校」は、「小学校」、「中学校」、「高校」と区分けをしている。そして、「ウ 地域」として、「青少年健全育成会連絡協議会」、「民生委員児童委員協議会」、「エ 関係機関」として、「警察」、「法務局」、「人権擁護委員連絡協議会」、「児童相談所」と区分けしている。さらに、「オ 行政」として、「浜松市」、「カ その他」と区分けしてみた。なお、それぞれ「未然防止」と「早期発見・早期対応」に区分けされている。
- この一覧表は、完成すれば、家庭、学校、地域、そして、関係機関と行政の取組を可視化（見える化）できるのではないかと考えたものである。
- 各委員のもとには、「浜松市いじめ問題対策取組一覧（案）」の中で、各委員が所属している機関が表側になっている部分を抜粋した資料を配付してある。これは、「浜松市いじめ問題対策取組一覧（案）」と同じものである。
- さらに、「記載をしていただくとしたら、こんな感じになるのではないか。」という記載例も配付した。これは、「オ 行政」を例として記載したものである。浜松市の未然防止の取組として、「いじめ問題対策連絡協議会」、「ネットいじめ防止の情報モラル講座」、「補導・声掛け活動」、「担当教員への研修」等を挙げている。また、早期発見・早期対応の取組としては、「電話相談」、「学校ネットパトロール」、「スクールカウンセラーの派遣」、「スクールソーシャルワーカーの派遣」等を挙げている。そして、これらの取組の対象者について、矢印の範囲で示すことで可視化（見える化）できるのではないかと考えている。

＜浜松市学校教育部指導課長 森 真人＞

- それぞれの機関で取り組んでいる活動内容を、浜松市全体として総まとめにした「浜松市いじめ問題対策取組一覧」を作成していくことで目に見えるようにしていくことを、今年度の活動にしていきたいということである。各委員が所属する機関の取組について、一覧表にどのように記載できるかを想像しながら考えてみていただきたい。時間をとるのでイメージを膨らめて考えてほしい。活用方法、取りまとめ時期も合わせて御意見を聞かせていただきたい。

（質疑・意見）

＜浜松市立積志小学校長 川村 里枝＞

- 昨年度の議事録を読ませていただき、第2回の委員の発言の中に、「調査研究や提言をしてみてもどうか。」という意見があった。その際、「提言は良い取組だな。」と感じた。
- 今回、一覧表を見せていただいたが、イメージが湧いてこない。それぞれの機関がどのような取組をしているかを知ることは大変意義があることだと感じる。しかし、小学校の場合、例で挙げられた行政

のように記載することは難しい。各小学校で、学校いじめ防止基本方針を策定して、それに基づいて、いじめがないことを目指して取り組んでいる。それぞれの学校が、地域の実態や保護者や子供達の様子に応じて取り組んでいることを、市内の小中学校が一斉に取り組んでいることとして一覧表に書き込むことは不可能である。また、教職員については、多種多様な取組があり、一覧表の中には書ききれないと考える。

- この一覧表に記載するのに適した機関とそうではない機関があると思われる。
- この一覧表の活用方法について、市民に発信していくことが考えられるが、何をねらいにしているのかが見えてこない。

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 安間 浩>

- 過去の議事録を参考にして、私なりに各機関の取組を一覧表にまとめてみた。「B 小学生」に対して、「イ 学校」の中の「小学校」が未然防止として行っている取組としては、「道徳の授業や学級での諸活動での指導」が挙げられるのではないかと。また、「学校のいじめ防止基本方針を策定すること」も未然防止に繋がると思われる。早期発見・早期対応としては、「アンケートの実施」や「10月を児童理解強化月間と位置づけての担任と児童での二者面談の実施」といった取組を昨年度の議事録から読み取ることができる。この他にも、「学年体制での対応」や「いじめ対策委員会」、「事案があったその日のうちの家庭訪問」といった取組も当てはまると考えられる。
- 確かに、これらを一つ一つ取り上げることは個別具体的な内容になってしまい大変細かくなってしまふ。ただ、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめの未然防止の取組として、「子どもの主体的活動の場の設定」と掲げており、「学級活動や児童会・生徒会活動等、子どもが主体的にいじめについて考え、活動する機会を設けます。」としている。「子どもの主体的活動の場の設定」といった表現の仕方なら、一覧表にまとめることができるのではないだろうか。

<浜松市立積志小学校長 川村 里枝>

- この一覧表に記載される取組は、浜松市全ての小学校が同じように取り組んでいることになるのではないかと。学校によって取り組み方が違うこともある。説明をしていただいたことでイメージはできたが、一例で挙げたことが、どの学校でもやっていることとして捉えられてしまう可能性があることが課題となるのではないかと。

<浜松市学校教育部指導課長 森 真人>

- アンケートも面談も、どの学校でも必ずやっている。浜松マナーを活用した道徳心の醸成も必ずやっている。どの学校でも必ずやっているものだけでも十分ではないだろうか。

<浜松市立積志小学校長 川村 里枝>

- どの学校でも「いじめ防止として、やるのが当たり前として取り組んでいること」を洗いだすという考え方なら、まとめることは可能だと思われる。

<浜松市学校教育部指導課長 森 真人>

- 他の機関にも共通すると思われるが、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の中に、「浜松市の役割」、「学校の役割」、「家庭の役割」、「地域の役割」と挙げられて、それぞれに具体的な対策が記載されている。ここに記載されている言葉が、一覧表に書き込む取組のキーワードになるのではないかと。
- 学校が取り組むべき対策も書かれている。取り組むべき対策については、どの学校も類した取組をしているはずである。6月の「命を大切にしようの日」についても、各学校の取組は様々であるが、『命を大切にしようの日』を設定しようという取組は必ず行っている。
- このような考え方をすると、多くの取組が挙げられるのではないかと。地域の活動等でも、いじめの未然防止に資している活動として捉えることができるものが挙げられると思われる。一覧表にまとめることは、我々も頭の中を整理するという点で意義があるものと考えられる。

<浜松市人権擁護委員連絡協議会相談役 石貝 正道>

- 一覧表を見ると、「いつからいつまで」という期限については入っていない。SOSミニレターに関していえば、11月に配付をして、3月までに子供から回答をもらい返事を行っている。「子どもの人権110番」の強化週間も期間を定めている。もちろん、電話相談は年中実施しているが、それぞれの活動について、期限を記載する必要はないのか。一覧表に期限を記載しようとする場合に、記載の仕方について悩むのではないだろうか。

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 安間 浩>

- 浜松市人権擁護委員連絡協議会の取組について、昨年度の議事録を参考にして、私なりに一覧表にまとめてみた。「エ 関係機関」の中の「人権擁護委員連絡協議会」は、対象となる「B 小学生」、「C 中学生」の「本人」に対して、DVDや紙芝居、人形劇、読み聞かせによる人権教室を実施している。その他にも「B 小学生」に対して、人権に関連した書道、ポスターの募集を行っている。そして、「C 中学生」に対しては、人権の作文コンテストを実施している。また、「B 小学生」、「C 中学生」、「D 高校生」、さらに、「E 教職員」に対しては、6月に「子どもの人権110番」の強化週間を実施して、ポスターの掲示等を通して人権についての周知を図っている。これは、「保護者」も含まれる取組かもしれない。さらに、「E 教職員」に対しては、人権教育担当教員と人権擁護委員が合同の研修会を実施している。これらの取組が、一覧表に記載できるのではないかと考えている。

<浜松市学校教育部指導課長 森 真人>

- 時間軸についての話が出たが、確かに、二次元の中に落とし込んでいくため難しいところがある。

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 話を聞いていると、いじめの問題ではなく、人権擁護活動で何をやっているかということについての話になっていると感じる。表題は、「浜松市いじめ問題対策取組一覧」であり、いじめへの取組を記載するのではないかと。

<浜松市学校教育部指導課長 森 真人>

- いじめは現われであり、いじめの未然防止に資するという捉え方をした場合には、人権意識の醸成は、非常に重要な事柄になる。
- 民生委員児童委員協議会の活動は、「地域のつながり」や「人とのふれあい」を大切に活動である。「地域のつながり」や「人とのふれあい」を体感できていない子供は、いじめの被害者にも加害者にもなりやすいといえる。「叩いた。」「つついた。」というような狭義的な捉え方ではなく、広義的な枠で捉えなければ、何か問題が発生しない限り、いじめへの対策を打つことはできなくなってしまう。広義的な枠で捉えることが、いじめの未然防止に繋がっていくと考えられる。民生委員児童委員協議会の活動は、いじめの未然防止の基盤となる活動といえるのではないだろうか。

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 説明の最初の段階では、浜松市民生委員児童委員協議会は、いじめに対して何もやっていないと受け止めてしまった。森委員の話聞いて理解できたが、いじめの未然防止に資するという捉え方等について、もう少し説明してもらえると良かったと感じた。
- 森委員が話したように、広義的な枠で捉えて、未然防止に取り組んでいくことはできる。しかし、実際にいじめられている子供を放っておいていいのかとも考える。虐待や高齢者等に関わる様々な会議に参加しても感じるのだが、本当の実態がどうなのかを直視していかなければ、何のために会議を行っているのかという焦点の部分がずれてしまうのではないか。
- 「いじめを狭義的に捉えるのではなく広義的に捉えた場合に、いじめの未然防止のための取組として何かあるか」と提案をしてもらえれば良かった。そう考えれば、民生委員児童委員協議会も何もやっていないわけではない。ただ、狭義的な「いじめ」については、事業計画の中に一切ない。今後取り組む予定もない。もちろん、民生委員児童委員の活動の中で、いじめられている子供がいれば支援の対象になる。一覧表を作成するに当たり、「いじめ」への焦点の当て方を確認していただきたい。
- いじめに関する情報を共有することで、しっかりと現状の認識をしなければ、何をやっても空回りになるのではないかと感じている。

<浜松市人権擁護委員連絡協議会相談役 石貝 正道>

- 事務局の話にあったが、浜松市人権擁護委員連絡協議会の取組として、中学生を対象に人権作文コンテストを実施している。人権については、中学3年生の公民で教える内容だと思われる。しかし、浜松市内には、1年生から3年生までの全員が作文を書くように取り組んでいる中学校が1校だけある。もちろん、この取組によるだけではないだろうが、こういったことも、いじめが起きないことに繋がっていくのではないかと考えられる。

<浜松市学校教育部指導課長 森 真人>

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の中に、「家庭の役割」があり、「家庭において愛情

ある対話を心掛けます。そして、子どもが保護者によいことも悪いことも言える信頼関係を築き」とある。このようにすれば、いじめを未然に防いだり、早期発見したりすることができるはずであるということである。

- 民生委員児童委員は、抱えている多くの家庭に対して、様々な支援や取組を行っていると思われる。それらの取組には、広義的に捉えると民生委員児童委員共通の取組もあるのではないかと。民生委員が児童委員を兼ねるように定義が変更されたり、主任児童委員という制度ができたりと変化していく中で、児童や家庭に関わる様々な取組があると思われる。
- 何か起きたときに対応するという考え方ではなく、民生委員児童委員協議会として、家庭生活を見守っているという、基本的な部分での取組を挙げていただけたらと考える。そうすることで、学校やPTAが民生委員児童委員協議会の取組をより知ることができる。他機関に対してアピールするつもりで取組を挙げていただいても良いのではないかと。実際に一覧表を記載したときに、「すばらしい取組ですね。」といわれる取組が多くあるのではないかとと思われる。

<浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一>

- 民生委員が児童委員を兼ねるようになってから70年になる。しかし、現在は、高齢者の問題が大きい。民生委員児童委員の取組の大半は高齢者問題に費やされている。しかし、児童委員を兼ねている以上、児童の問題にもっと取り組まなければいけないと、民生委員児童委員の中でも反省をしているところである。
- 児童の問題については、非行の問題が減少して以降、最近はあまり表沙汰になってこないため、民生委員児童委員の取組は十分でないかもしれない。今後、もっと子供のことについて取り組まなければいけないと感じている。
- 浜松市の中でも地域によって取組は様々であり、一概には言えないが、子供のいじめの問題が深刻であるならば、民生委員児童委員協議会として真剣に取り組んでいきたい。ただ、やはり実態を知りたい。教育委員会なら、それぞれの校区の実態もわかっているはずである。

<浜松市学校教育指導課長 森 真人>

- 「いじめの認知件数が何件であり、いじめが起こったからどうするか」という話し合いではなく、「いじめが起こらないようにするにはどうすべきか」という話し合いをする協議会である。「いじめがあってもなくても、未然防止のためには行った方が良いのではないかと」という取組について話し合っていきたい。子供たちの人権に対する意識を含めて、「子供が他人を害することをしないようにするためには、それぞれの機関がこういった取組をすると良いのではないかと」といった視点で協議を進められたらと思う。
- 民生委員児童委員協議会の取組も地域によって様々ということであるが、学校現場では、民生委員児童委員や主任児童委員が、いじめ防止のための挨拶運動にのぼり旗を持って参加してくれる等、大変協

力的であった。こういった地域での「ふれあい」や「かかわりあい」が、他人を大切にする気持ちを醸成していると感じている。

<静岡県私学協会西部支部長 石川 佳彦>

- 機関の「イ 学校」の中に「高校」の取組があるが、私学協会の代表として参加しているので、県立高校の取組を記載することはできない。
- 浜松市内の私立中学校は、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に則って取組が行われていると思われる。しかし、私立高校は、各校の建学の精神に沿って独自の取組をしているため、それをまとめることは難しい。

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 安間 浩>

- 確かに、機関の「イ 学校」にある「高校」の取組については書きづらさがあると思われる。一方で、対象となる「D 高校生」については、地域の一員である高校生として、地域の挨拶運動で挨拶してもらったり、自らが挨拶運動に取り組んだりということもあるのではないかと考えている。

<浜松市学校教育部指導課長 森 真人>

- 高校が主体となつての取組を記載することは難しいが、他の機関が、高校生を含めた取組をしている場合に記載することができるのではないかとということである。

<浜松市こども家庭部児童相談所副所長 横井 通文>

- 児童相談所は、未然防止という観点では、取組は難しいと思われる。しかし、子供に関する相談は何でも受けるというのが児童相談所の役割であるので、相談があった場合に対応していくということでは、早期発見・早期対応の取組の一つにはなるのではないかと考える。

<浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 楠ヶ谷 良巳>

- スクールサポーターを含めて、警察もいじめの未然防止には努めている。
- この「浜松市いじめ問題対策取組一覧」を作成する意味をもう一度説明していただきたい。「一覧表にしたから何なのか」と思われ、内向きの施策に感じられる。市民から、「浜松市いじめ問題対策連絡協議会は何をしているのか。」と聞かれたとき、「この一覧表のとおりです。」と答えるためなのか。そうならば、もっといじめ問題の核心部分に触れるような取組をすべきではないだろうか。

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 安間 浩>

- 昨年度の協議会で、『調査研究』について、「もっと重点的に話し合っても良いのではないかと」という意見があった。また、その他に、「各機関がそれぞれの長所を生かしてできることに取り組むことは、当然、大切であるが、それと同時に、お互いの取組やそれぞれの長所を理解することも大切である。」という意見をいただいた。さらに、「お互いを支援するために連携できる方法を考えていくことも大切ではないか。」という意見をいただいた。

- 今回、この「浜松市いじめ問題対策取組一覧」をまとめることで、各機関がどういった取組をしているかということの理解が深まると思われる。理解が深まることと合わせて、こういった取組をしているのなら、機関の枠を越えて一緒に取り組むことができるのではないかとこの連携強化にも発想が広がるのではないかと考えた。また、どの機関も取り組んでいないような欄ができた場合には、取組の対象の範囲を拡大する必要があるのではないかとこの「気付き」に繋がるのではないかと考えた。これらが、「浜松市いじめ問題対策取組一覧」をまとめることのねらいである。

<浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 楠ヶ谷 良巳>

- これは公表を前提として作成するのか。

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 安間 浩>

- すぐに公表するということを前提としているものではない。今後、公表するかどうかといった取り扱い等についても、協議会で話し合っていたらと考えている。

<浜松市学校教育部指導課長 森 真人>

- 表題である「浜松市いじめ問題対策取組一覧」にある「いじめ問題」という言葉の捉え方が、未然防止を含んだ場合、非常に広義であるということ認識するだけでも大きな意味があると感じている。
- 未然防止というと、「やるな。」「こらっ。」と言えば良いというような単純なものではないという考え方が世の中に広がっていかないと、いつまでもこういった狭義な考え方が残ってしまうのではないかと危惧している。
- それぞれの機関が取り組んでいる活動を、「浜松市いじめ問題対策取組一覧」という一つの形に落とし込むことは、確かに難しい作業になる。挨拶運動のように、いじめの未然防止を明確なねらいとして掲げていないが、結果として未然防止に繋がっている取組をどこに落とし込むかも難しいといえる。

<浜松市PTA連絡協議会幹事 夏目 彩友美>

- 「浜松市いじめ問題対策取組一覧」の作成の仕方について、最初はイメージが湧かず、どう作成すれば良いのかわかならなかった。しかし、森委員らと話し合うことで、理解することができた。
- 浜松市PTA連絡協議会で、この一覧表を作成するために話し合うことで、自分達がどんな取組をしているのか確認できると思われる。浜松市PTA連絡協議会では、研修会を毎年実施している。こういった活動がいじめの未然防止に繋がっているのではないかとこの「気付き」ができると感じた。一覧表を作成することになれば、浜松市PTA連絡協議会において話し合いをしたいと考えている。

<浜松市立積志小学校長 川村 里枝>

- 幼児教育が大切ではないかと考えている。保育園や幼稚園等と小学校の連携をしていく中で、教職員が様々な努力をしているが、いじめの問題についても、家庭と連携を図っていかなければいけないと感じている。地域の中での人間関係が良好であることが大切であるのだが、「浜松市いじめ問題対策取組一覧」の中にも、幼児教育に関する記載ができると良いのではないかと。

＜浜松市学校教育部指導課長 森 真人＞

- 「浜松市いじめ問題対策取組一覧」には、対象として、「A 未就学児」はあるが、機関の中に「カ その他」しかない。「イ 学校」を「イ 園・学校」とするような考え方か。

＜浜松市立積志小学校長 川村 里枝＞

- そうすれば、もっと保育園や幼稚園等と小学校の連携で大切にしている部分や取組が見えてくるのではないかと考える。

＜浜松市学校教育部指導課長 森 真人＞

- こども家庭部で、保育園や幼稚園等の取組を記載することは可能か。

＜浜松市こども家庭部次世代育成課長 安間 浩＞

- 今後、検討していきたい。

＜浜松市民生委員児童委員協議会会長 稲田 謙一＞

- いじめの未然防止の取組の大切さはわかっている。ただ、今現在、本当に困っている人の支援を優先しなければいけないと考えている。いじめ問題の対策には、いじめの未然防止に取り組む機関もあれば、児童相談所や警察等、いじめが起きた後に対応する機関もあるというように、機関による役割分担が必要ではないか。

＜浜松市学校教育部指導課長 森 真人＞

- 最近では、警察もいじめの未然防止に関わる取組に力を入れていると感じている。

＜浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 楠ヶ谷 良巳＞

- 確かにいじめの未然防止に取り組んでいる。もちろん、稲田委員の考え方も理解できる。

＜浜松市学校教育部指導課長 森 真人＞

- 浜松市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの未然防止や早期発見・早期対応への取組を協議する会議であり、いじめが起きてしまった後の対応を話し合う会議は、いじめ対策等専門家チームや、第三者委員会等がある。
- いじめに関しては、「しない、させない、見過ごさない」をスローガンに取り組んでいる。もちろん、いじめが起きてしまったときに、加害者、被害者に対してどう対応するかも大切なことであるが、浜松市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨を理解していただきたい。